

「オキシリニック酸」「サフルフェナシル」「シプロジニル」「ビキサフェン」「フェンピラザミン」「フェンブコナゾール」「ペノキススラム」「メタアルデヒド」「メタラキシル及びメフェノキサム」「クロマゾン」「テトラジホン」「トリクロピル」「フェノチオカルブ」「ベンゾフェナップ」及び「メパニピリム」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬について、前回評価依頼時から追加となった各種試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において上記農薬の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

記

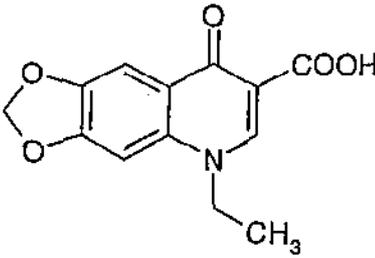
1. オキシリニック酸（農薬）
2. サフルフェナシル（農薬）
3. シプロジニル（農薬）
4. ビキサフェン（農薬）
5. フェンピラザミン（農薬）
6. フェンブコナゾール（農薬）
7. ペノキススラム（農薬）
8. メタアルデヒド（農薬）
9. メタラキシル及びメフェノキサム（農薬）
10. クロマゾン（農薬）
11. テトラジホン（農薬）
12. トリクロピル（農薬）
13. フェノチオカルブ（農薬）
14. ベンゾフェナップ（農薬）
15. メパニピリム（農薬）

オキシリニック酸

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年8月30日、農林水産省からの「**農薬取締法に基づく適用拡大**」申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

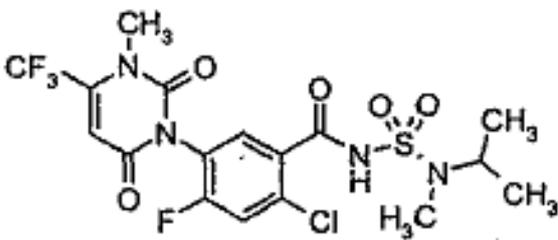
名称	オキシリニック酸 (Oxolinic acid)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	キノリン骨格を有する殺菌剤である。 DNAジャイレースのサブユニットAと結合してDNAジャイレースを不活化させ、DNAの複製を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物：稲（もみ枯細菌病）、たまねぎ（軟腐病）、キャベツ（軟腐病）、もも（せん孔細菌病）等</p> <p>今回、だいこん、さんとうさい、レタス、ねぎ、パセリ、ネクタリン、小粒核果類への適用拡大申請</p> <p>使用方法：散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	<p>平成 18 年 9 月 4 日及び平成 19 年 12 月 25 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 20 年 1 月 31 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p style="text-align: center;">ADI = 0.021 mg/kg 体重/日</p>	

サフルフェナシル

1. 今回の諮問の経緯

- 平成22年8月9日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく インポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	サフルフェナシル (Saflufenacil)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	プロトポルフィリノーゲンⅨオキシダーゼの活性を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	<p>登録はなされていない。</p> <p>今回、穀類、豆类、ぶどう、かんきつ類、仁果類、ナッツ類、畜産物等へのインポートトレランス申請</p> <p>使用方法：散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：穀類、豆类、ぶどう、かんきつ類、仁果類、ナッツ類、畜産物等（インポートトレランス申請）
食品安全委員会での評価等	初回	

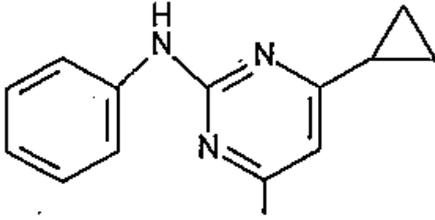
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

シプロジニル

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年8月30日、農林水産省からの魚介類への基準値設定の要請を受理
- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	シプロジニル (Cyprodinil)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ヘテロサイクリック系の殺菌剤である。 主に菌糸の植物細胞への伸入阻害と伸長阻害により防除効果を示すものと考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物：小麦（うどんこ病）、りんご（黒星病等）、なし（黒星病等）、みかん（灰色かび病）等 今回、魚介類への基準値設定の要請 使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.03 mg/kg 体重/日
	国際基準	小麦、レタス、ピーマン、畜産物等
	諸外国	米国基準：たまねぎ、ベリー類等 カナダ基準：にんじん、仁果類、ベリー類等 EU基準：小麦、豆類、トマト、仁果類等 豪州基準：ぶどう、仁果類等 ニュージーランド基準：ぶどう、仁果類等
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ビキサフェン

1. 今回の諮問の経緯

- 平成22年9月3日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく インポートトレランスによる残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ビキサフェン (Bixafen)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ミトコンドリア電子伝達複合体Ⅱのコハク酸脱水素酵素を阻害することにより、植物病原体の子嚢菌類、担子菌類及び不完全菌類に作用し、主として孢子からの発芽及び発芽間の伸長抑制により植物への感染を防除すると考えられている。	
日本における登録状況	登録はなされていない。 今回、小麦、大麦、ライ麦、畜産物等へのインポートトレランス申請	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	EU基準：穀類、畜産物等 (インポートトレランス申請)
食品安全委員会での評価等	初回	

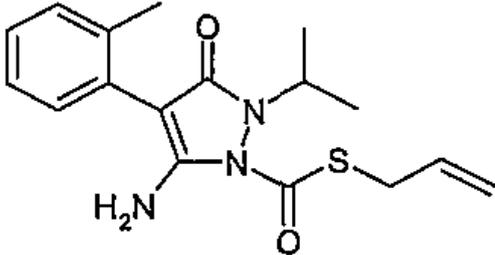
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フェンピラザミン

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年8月30日、農林水産省からの「農薬取締法に基づく新規登録」申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェンピラザミン (Fenpyrazamine)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ピラゾリノン系の殺菌剤である。 分生孢子の発芽管伸長および菌糸の生育を阻害することで、病原菌の作物への侵入が阻害され、発病を抑制するものと考えられている。	
日本における登録状況	今回、トマト、なす、きゅうり、かんきつ、いちご、ぶどうへの新規登録申請 使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

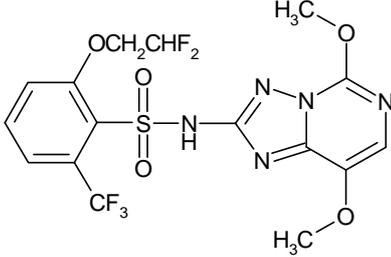
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ペノキススラム

1. 今回の諮問の経緯

- 平成22年9月3日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第 0205001 号)に基づく **インポートトレランス**による残留基準の設定要請を受理。

2. 評価依頼物質の概要

名称	ペノキススラム (Penoxsulam)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	<p>トリアゾロピリミジン環を有する除草剤である。</p> <p>分岐鎖アミノ酸（バリン、ロイシン及びイソロイシン）の植物体内での生合成酵素であるアセトラクテートシンターゼを阻害することにより作用すると考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>登録がなされている。</p> <p>適用作物：水稲（一年生雑草）等</p> <p>今回、ぶどう、ナッツ類へのインポートトレランス申請</p> <p>使用方法：散布</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：ぶどう、ナッツ類等 (インポートトレランス申請)
食品安全委員会での評価等	<p>平成 17 年 2 月 14 日及び平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼</p> <p>平成 19 年 8 月 9 日 食品健康影響評価結果 受理</p> <p>ADI = 0.05 mg/kg 体重/日</p>	

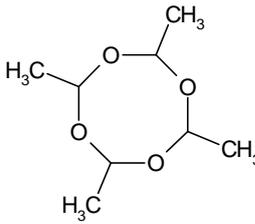
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メタアルデヒド

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年8月6日、農林水産省からの農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	メタアルデヒド (Metaldehyde)	
構造式		
用途	殺虫剤（軟体動物駆除剤）	
作用機構	ナメクジ類、カタツムリ類、淡水性リンゴガイ科巻貝の経口吸収及び腹足部からの接触吸収により、麻痺を誘発するとともに粘液分泌を促し収縮させることで、死に至らしめると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物：稲、レタス、みかん 今回、キャベツへの適用拡大申請	
	使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：レタス、いちご、かんきつ類等 EU基準：レタス、にんじん、ねぎ等 豪州基準：穀類、野菜類、果実類等
食品安全委員会での評価等	【1】	平成 15 年 12 月 25 日及び平成 18 年 7 月 18 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 19 年 7 月 19 日 食品健康影響評価結果 受理
	【2】	平成 20 年 12 月 9 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 2 月 5 日 食品健康影響評価結果 受理 ADI = 0.022 mg/kg 体重/日

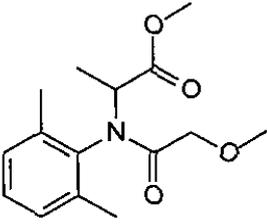
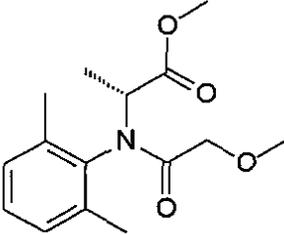
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メタラキシル及びメフェノキサム

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成22年8月9日、農林水産省からの魚介類への基準値設定の要請を受理

2. 評価依頼物質の概要

名称	メタラキシル (Metalaxyl) 及び メフェノキサム (Mefenoxam)	
構造式	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>メタラキシル</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>メフェノキサム</p> </div> </div> <p>メタラキシルは、D体とL体を1:1で含有するラセミ体であり、メフェノキサムは、高い生物活性を示すD体である。</p>	
用途	殺菌剤	
作用機構	酸アミド系殺菌剤である。 病原菌の菌糸伸長及び孢子形成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物：米（苗立枯病）、ばれいしょ（疫病）、トマト（疫病）、たまねぎ（べと病）等 今回、魚介類への基準値の設定要請 使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI = 0.08 mg/kg 体重/日
	国際基準	大豆、てんさい、ぶどう、にんじん等
	諸外国	米 国 基 準：ばれいしょ、トマト、ナッツ類等 カナダ基準：ばれいしょ、トマト、ナッツ類等 E U 基 準：たまねぎ、かんきつ類等 豪 州 基 準：仁果類、パイナップル、マカダミアナッツ等 ニュージーランド基準：アスパラガス、ベリー類等
食品安全委員会での評価等	平成 19 年 5 月 22 日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成 21 年 3 月 5 日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.022 mg/kg 体重/日</div>	

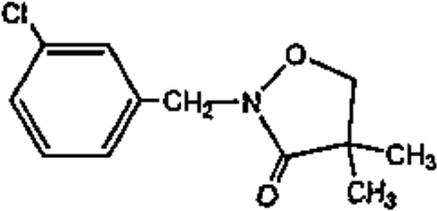
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

クロマゾン

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	クロマゾン (Clomazone)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	クロロフィル、カルテノイド類等の光合成色素の生合成を阻害することにより作用すると考えられている。	
日本における登録状況	登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：米、大豆、綿実等 カナダ基準：大豆等 EU基準：ハーブ類 ニュージーランド基準：にんじん等
食品安全委員会での評価等	初回	

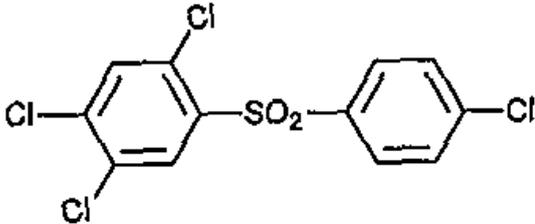
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

テトラジホン

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	テトラジホン (Tetradifon)	
構造式		
用途	殺ダニ剤	
作用機構	成虫、幼虫に対してはほとんど活性を示さないが、雌ダニの卵巣に作用して無精卵化する特性を有すると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用作物：りんご（ハダニ類）、みかん（ミカンハダニ）、メロン（ハダニ類）等	
	使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	カナダ基準：かぼちゃ、メロン、りんご等 EU基準：うり科野菜、かんきつ類、ぶどう等 豪州基準：野菜類、果物類、綿実等
食品安全委員会での評価等	初回	

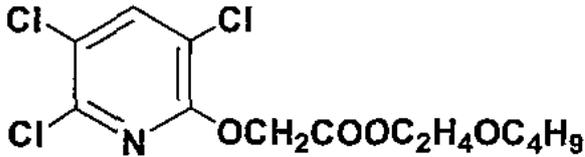
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

トリクロピル

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	トリクロピル (Triclopyr)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	植物の根、茎葉のいずれでも吸収され、植物体内を移行し、植物細胞の異常分裂や呼吸の異常増加などのオーキシシン活性を示し、植物個体の生理機能を攪乱することにより枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	登録がなされている。 適用：日本芝、樹木等	
	使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米 国 基 準：米、畜産物等 カナダ基準：畜産物等 豪 州 基 準：かんきつ類、畜産物等
食品安全委員会での評価等	初回	

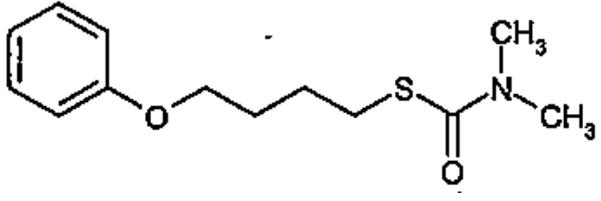
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

フェノチオカルブ

1. 今回の諮問の経緯

- ・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	フェノチオカルブ (Fenothiocarb)	
構造式		
用途	殺ダニ剤	
作用機構	チオカルバメート系の殺ダニ剤である。 生体内で変化したスルホキシドが酵素等をカルバモイル化し、 種々の代謝経路を阻害すると考えられている。	
日本における 登録状況	登録がなされている。 適用作物：みかん（ミカンハダニ）	
	使用方法：散布	
国際機関、 海外での 評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド：基準なし
食品安全委員会 での評価等	初回	

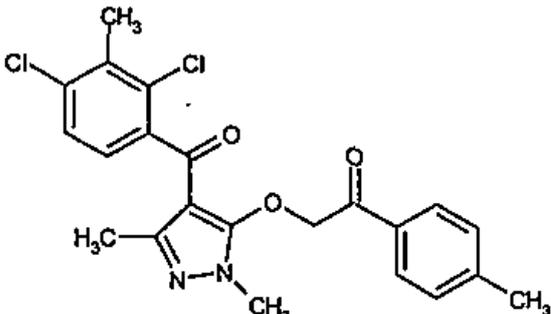
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

ベンゾフェナップ

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	ベンゾフェナップ (Benzofenap)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	<p>ピラゾール系の除草剤である。</p> <p>根部、基部、茎葉部から吸収され、主にクロロフィルの生成阻害によって、植物に白化現象を誘起させ、枯死するものと考えられている。</p>	
日本における登録状況	登録がなされている。	
	適用作物：水稲（一年生雑草等） 使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	豪州基準：米
食品安全委員会での評価等	初回	

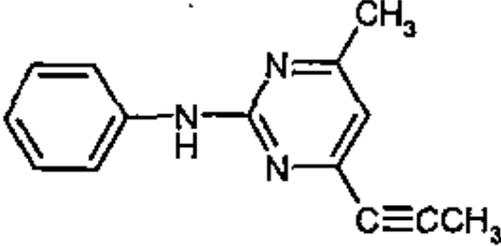
JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

メパニピリム

1. 今回の諮問の経緯

・ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

2. 評価依頼物質の概要

名称	メパニピリム (Mepanipyrim)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	<p>アニリノピリミジン系の殺菌剤である。</p> <p>胞子の発芽管伸長を阻害し、その後の付着器の形成、宿主への侵入に至る病原菌の感染行動を阻害するものと考えられている。</p>	
日本における登録状況	<p>登録がなされている</p> <p>適用作物：トマト（灰色かび病）、きゅうり（灰色かび病）、いちご（うどんこ病等）、ぶどう（灰色かび病等）等</p> <p>使用方法：くん煙</p>	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	<p>米国基準：トマト、いちご、ぶどう等</p> <p>EU基準：トマト、いちご、ぶどう等</p>
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【オキシリニック酸】

- ・急性神経毒性試験 (2006年) 残留農薬研究所[GLP]
- ・反復経口投与神経毒性試験 (2006年) 残留農薬研究所[GLP]
- ・作物残留試験

【フェンブコナゾール】

- ・作物残留試験

【ペノキススラム】

- ・作物残留試験

【メタアルデヒド】

- ・ラット急性経皮毒性試験 (2008年) Phycher BIO development [GLP]
- ・ウサギ皮膚刺激性試験 (2008年) Phycher BIO development [GLP]
- ・マウス皮膚感作性試験(LLNA法) (2007年) Huntingdon Life Sciences [GLP]
- ・作物残留試験